

11, 5, 27

# 國際離婚

# 父子の国外面会認め る

伊丹支部裁神戸家

年30日「ハーブ」先取り

米国在住の二カラグア人男性が、日本人の元妻が連れ帰った子供（8）の引き渡しを求めた家事審判で、神戸家裁伊丹支部（浅見宣義裁判官）が男性と子供の米国での面会を年間約30日間、認める審判を下した。国外面会を認めた例はほとんどないとみられ、画期的な内容。多重国籍の子供にとって、父母双方から受け継ぐ文化や言語に接することが幸福につながると判断した。

国外面会は現状では、安全面から疑問の声がある。一方でハーベグ条約は趣旨として離婚後も父母双方が子供を対等に養育するため加盟国に努力を求めてい る。この趣旨を日本が加盟する前に先取りした審判といえ、国際結婚を巡る同様の家事審判に与える影響は大き そうだ。  
審判は4月10日付。

受け継ぐ文化や言語  
【岡奈津希】

妻に認めた。その一方で、多重国籍の子供は、父母双方から受け継ぐ文化や言語を理解していくことで、アイデンティティーを確認し、可能性を広げていくと指摘。子供が米国に面会に行く、そのまま連れ去られるという恐怖感だけでも、子供の可能性を阻害すべきではないとした。

ハーグ条約  
国際結婚  
婦が破綻した夫  
婦間の子供(16歳未満)  
の扱いについて  
て、国際協力のルール

たたかハ、グリニッジの加盟で、今後は国際的な子供の返還や面会交流の事例は増えるだろう。どちらにしても国内法の整備を進め、親の綱引きではなく、子供の心情に配慮した対策が必要だ。

連れ出された親が反還を申し立てた場合、相手方の国の政府は原則として、元の国に帰るよう協力する。日本政府は今月20日、加盟する方針を閣議了解した。

(日本時間)から1時間はウェブカメラで毎週水曜日の午後8時(同)から30分間は電話での交流も義務づけた。